

神戸市家庭支援推進保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や外国人子育て家庭など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所（在籍）している施設において、入所（在籍）児童の処遇の向上を図るため、家庭支援推進保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(対象児童)

第2条 本事業の対象児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2項及び第3項に規定する児童（以下「保育認定子ども」という。）のうち、次の各号に掲げる家庭環境等により、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯等であって、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭

(2) 外国人子育て家庭

2 対象児童であるかについては、児童の状況や家庭環境について、入所施設の施設長等の意見等を参考に、市長が総合的な観点から判断するものとする。

(対象施設)

第3条 本事業の対象施設は、神戸市内に所在する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）のうち、第2条第1項各号に掲げる家庭の児童の合計が、入所（在籍）する保育認定子どもの数の40%を超える施設とする。

(実施事業)

第4条 本事業の実施施設は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日、こ成保38、5文科初第483号）」に規定する職員配置基準を超えて保育士または保育教諭（以下「保育士等」という。）を1名配置しなければならない。

2 前項に加えて、実施要綱第2条第1項第2号に規定する児童が、入所（在籍）する保育認定子どもの数の20%を超える施設においては、保育士等を1名配置することができる。

3 前2項により配置された保育士等は、指導計画に基づき定期的に家庭訪問をするなど、対象児童の処遇の向上を図らなければならない。

(実績報告書の提出)

第5条 本事業の実施施設は、事業の実施状況について、市長が定める日までに、事業実績報告書(様式第1号)により、市長まで報告しなければならない。

(補助金)

第6条 本事業を円滑に実施するため、市長は、別に定めるところにより、補助金を交付できるものとする。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、こども家庭局長が定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行の期日)

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(施行の期日)

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

家庭支援推進保育事業 実績報告書

施設名 _____

	2・3号 入所児童数	対象児童数		対象児童 入所率		配置職員名	
			うち外国人子育て世帯の児童数		うち外国人子育て世帯の児童の率		
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							